

まちづくり特例市(第2期)の指定を受けました

県では、一定規模以上の市を対象に、土地利用や福祉分野などの事務を包括的に権限移譲する「まちづくり特例市」制度を平成14年度から導入し、自主的・自立的なまちづくりに取り組めるよう市町村への権限移譲を推進しています。平成21年度から人口5万人未満の市についても包括的に権限移譲が推進できるよう制度が拡充されました。

市では、市民や事業所の利便性の向上や事務処理の迅速化など、市民サービスの向上を推進するため、まちづくり特例市(第2期)として指定を受け、5法令の事務(表1参照)を受け入れることになりました。

〔平成22年4月から〕

受け入れる事務の例

例1 認可外保育施設に対する立入検査の場合

施設にとって最も身近な自治体である市に、報告の徴取や立入検査等の権限が移譲されることで、地域の実情を踏まえた適切な指導が図られるとともに、施設と行政機関の連携が更に強化されるなど、施設の運営内容と入所児童の処遇の向上が図られます。

例2 未熟児の訪問指導(養育医療非給付児に限る)の場合

新生児(出生後28日以内の乳児)の訪問指導については、母子保健法第11条の規定により、市の業務となっていて、未熟児の訪問指導を併せて実施することにより、妊娠届出から出産後の指導まで、一貫した母

子の健康管理を行うことができます。

その他、まちづくり特例市(第2期)の指定に関わらず、市では個別に事務の権限移譲を進めていて、平成22年4月から、表2の事務について、市が窓口となつて届出等の受理を行うことができるようになります。

今後も市では、地方自治制度の基本原則である「基礎自治体優先」の基本的な考え方に基つき、住民に身近な事務については、市で事務処理が実施できるように包括的に事務を受け入れていきます。

問い合わせ先

企画課行政改革推進グループ

☎52-11111 内線323

◆まちづくり特例市(第2期)による受入事務◆ (表1)

主な事務の内容	法令	担当課	実施時期
販売事業者に対する立入検査等5事務	家庭用品品質表示法	商工観光課	平成23年4月予定
販売事業者に対する立入検査等4事務	消費生活用製品安全法	商工観光課	平成23年4月予定
認可外保育施設に対する立入検査等2事務	児童福祉法	福祉課子育て支援室	平成22年4月
認可外保育施設の事業開始の届出受理等7事務	児童福祉法	福祉課子育て支援室	平成23年4月予定
未熟児の訪問指導(養育医療非給付児に限る)等3事務	母子保健法	健康推進課	平成22年4月
身体障害者手帳の交付等16事務	身体障害者福祉法	福祉課	平成23年4月予定

※まちづくり特例市(第2期)の指定を受けるためには、農地、都市計画・都市整備、消費生活、保健・福祉、中小企業支援、安全・環境の7区分の中から2区分以上の事務権限を選択しなければなりません。

◆まちづくり特例市以外の受入事務(平成22年4月から実施)◆ (表2)

主な事務の内容	法令	担当課
特定工場の新設届出の受理等	工場立地法 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	商工観光課
高圧ガスの販売事業の届出の受理等	高圧ガス保安法	消防本部予防課
液化石油ガス設備工事の届出の受理等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	消防本部予防課
社会教育主事の資格の認定	社会教育法	生涯学習課
法人の設置する公民館の事業または行為停止命令		
有害図書販売禁止の掲示等の命令等		